

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	久富 壽昭
登録番号又は法人番号	1 7 4 0 0 1 2 1
所属する単位会	福岡県行政書士会
事務所名称	行政書士久富壽昭事務所
事務所所在地	久留米市京町2 6 5 番地
処分年月日	令和7年4月15日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	久富壽昭会員は、会員の会費納入義務を定めた会則第16条第1項に違反し、長期にわたり多額の会費を滞納して、再三の督促や会費納付の協議のための呼出にも応じなかった。これは会則第76条第1項に規定する「法律、命令、規則に違反したとき」及び「行政書士にふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	福岡県行政書士会会則第16条第1項 会員は、それぞれ別表第2号に定める会費を納入しなければならない。 福岡県行政書士会会則第48条第1項 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実に業務を行わなければならない。 福岡県行政書士会会則第76条第1項 会長は、会員が、法律、命令、規則及びその他都道府県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、理事会の議決を得て、当該会員に対し、必要な処分を行うことができる。 福岡県行政書士会会則第78条第1項第3号 個人の会員に対する処分は、次のとおりとする。 （3）廃業勧告